

令和6年4月25日

公 告

海上自衛隊呉教育隊における移動販売店の設置及び経営に関する業者の募集について

海上自衛隊呉教育隊司令

1等海佐 濱 崎 真 吾

広島県呉市幸町1-1に所在する海上自衛隊呉教育隊地区において、移動販売店を設置、及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

3 設置期日

令和6年9月28日(土)

4 設置場所及び地区名称

設 置 場 所	地区名称
広島県呉市幸町1-1 「呉教育隊第3隊舎前」屋外	呉教育隊地区

5 募集期間

令和6年5月1日（水）8時～同年5月20日（月）16時45分

6 募集内容

募集要領による。

7 募集要領の配布及び問合せ先

(1) 配布要領

ア 呉教育隊ホームページからダウンロード

<https://www.mod.go.jp/msdf/k-tc/>

イ 郵 送

下記「問合せ先」へ、電話により調整をすること。

ウ 手 交

手交希望日の前日までに下記「問合せ先」へ電話により調整をすること。

(2) 問合せ先：〒737-0028 広島県呉市幸町1-1

海上自衛隊呉教育隊総務科

担当者 半田（ハンダ）、那須（ナス）

電話番号：0823-22-5511（内線2452（半田））

（内線2429（那須））

受付時間：令和6年5月1日（水）8時～同年5月20日（月）16時45分